

施行に向けた事務処理(案)関係

○ 都道府県・市町村における事務処理の主な変更点

- 障害児支援の実施主体については、障害者自立支援法に基づく在宅サービスや通所サービスの実施主体が市町村になっていることを踏まえ、通所支援については、身近な市町村を実施主体とする。（入所支援の実施主体は引き続き都道府県等）
 - 18歳以上の障害児施設入所者については、障害者施策（障害者自立支援法）で対応するよう見直しが行われることに伴い、給付費（援護）の実施主体は市町村になる。
-
- 重症心身障害児（者）通園事業については、児童福祉法の障害児通所支援又は障害者自立支援法の障害福祉サービスの枠組みで対応することとしており、施行日までに、利用者の受給関係や事業者指定関係の手続きが必要。



- 新たに生じる事務処理については、これまで行ってきた取扱いに沿って対応。

1. 今回の改正に伴う都道府県・市町村における事務の区分

	市町村(指定都市、児童相談所設置市、特別区含む)	都道府県、指定都市、児童相談所設置市
利用者の受給関係	・障害児 <u>通所</u> 給付費の給付決定等 (18歳以上の障害児施設入所者に係る自立支援給付費の給付決定等)	・障害児 <u>入所</u> 給付費の給付決定等 ・障害児 <u>通所</u> 給付費に係る不服審査【都道府県のみ】
事業者指定関係	(障害福祉サービスの指定※)【指定都市、中核市のみ】	・障害児 <u>通所</u> 支援事業者及び障害児 <u>入所</u> 施設の指定

()書きは障害者自立支援法の基づく事務。そのうち、事業者指定関係の欄の市町村の(障害福祉サービスの指定)は、重症心身障害児(者)通園事業の実施事業者が障害福祉サービスに移行する場合である。

※ 24年4月以降の障害福祉サービスの指定は、都道府県、指定都市、中核市となる。

2. 給付費の実施主体について

○ 給付費の実施主体は、

- ・原則として、障害児の保護者又は本人の居住する市町村

障害児通所支援の場合は障害児の保護者の居住する市町村

障害福祉サービスの場合は本人の居住する市町村

- ・ただし、障害児施設(指定医療機関を含む)に入所していた者が、継続して障害者支援施設等に入所した場合は、

①18歳となる日の前日に保護者であった者が有した居住地の市町村

②18歳を超えて新規に重症心身障害児施設(指定医療機関を含む)に入所した場合は、入所前の居住地の市町村

(例) 18歳を超えて新規に重症心身障害児施設に入所した者が療養介護に移行する場合

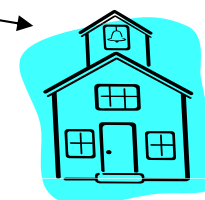
- 現在入所している本人を中心に考え、入所前に居住していた市町村が給付費の実施主体になる。

A県・X市



入所(措置・契約)

C県・Z市



重症心身障害児施設



療養介護

入所前の居住地	現在の居住地	実施主体
A県X市	A県X市	A県X市
	C県Z市(入所時に異動)	

3. 実施主体の変更に伴う事務の流れについて

障害児通所支援の実施主体及び18歳以上の障害児施設入所者の実施主体の変更に伴う事務の流れは次のとおり。

(1) 都道府県において、24年4月以降、実施主体となる市町村を特定し、該当者に関する情報を提供する。

①対象者

現在、都道府県において支給決定し、24年4月以降、実施主体が市町村に変更する障害児・者。

ア 知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設又は肢体不自由児

施設を通所による利用(措置)している障害児※1

イ 重症心身障害児(者)通園事業を利用している障害児・者

ウ 障害児施設に入所(措置)している18歳以上の障害者※2

(福祉を損なうおそれがある場合は20歳に達するまで障害児施設を利用できる。)

※1 みなし給付決定の対象を含む。

※2 施行日以降に18歳になる者を含む。その場合は、18歳になる前に継続して障害福祉サービスが利用できるよう、適宜、情報提供を行う。

②情報提供する内容

(給付費の支給を受けている場合)

現行の支給決定に係る申請書・添付書類・受給者証の写し、現行の支給決定の際に勘案した事項
利用している事業者 等

(措置している場合)

措置決定通知書の写し、措置する際に勘案した事項 等

(重症心身障害児(者)通園事業を利用している場合)

申請書の写し、利用決定の際に勘案した事項、障害の程度等が確認できる書類 等

(2) 市町村は、都道府県からの情報提供を受け、該当者にサービス利用に関する意向を確認する。

(3) 市町村は、(2)の意向等を考慮し、申請手続きを周知する。

※ みなし給付決定の対象者については、申請は不要。

(4) 利用者から支給申請を受付け、給付決定を行う。

※ みなし給付決定の対象者については、給付決定は不要。

ただし、18歳以上の障害児施設入所者については、本人の申出により障害程度区分の認定、支給要否決定等手続きを省略して支給決定を行う(附則第35条)。

4 今後のスケジュールについて(例)

	23年内	24年1月～3月	4月
利用者の受給関係 ※1		<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県から市町村への利用者情報移管 ・給付費の申請(申出)の周知※2 ・利用者からの支給申請 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 支給決定 みなし給付決定 ※4 </div>
事業者指定関係 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県において基準に係る条例の制定 ・事業者に対する必要な周知(申請事務手続き含む) ・事業者からの指定の申請※3 		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 公示 みなし指定 </div>
国の提示	<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準省令公布 ・解釈通知 ・報酬の算定構造案 ・事務処理要領案 	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬告示案 ・留意事項通知案 ・政省令の公布 	

※1 自立支援法に基づく支給決定及び事業者指定を含む。

※2 障害児通所給付費のみなし給付決定の対象者については、申請は不要。

また、18歳以上の障害児施設入所者は申出により、手続きを省略して支給決定を行う。

※3 みなし指定の対象事業者については、申請は不要。(就学児童が利用する場合の放課後等デイサービスの指定は必要。)

※4 みなし給付決定の対象者について、必要に応じて受給者番号を振り直す。

(※) 施行日までに必ず行う必要がある(経過措置がない)事務

	内 容	実施主体
利用者 の受給 関係	<p>○給付費の支給決定</p> <p><該当者></p> <p>①18歳以上の障害児施設入所者が障害福祉サービスを利用する場合※1</p> <p>②重症心身障害児(者)通園事業の利用者で、4月以降も利用を希望する場合</p> <p>③施行日以降に、新規で障害児通所支援、障害児入所支援を利用する場合</p> <p>④現在受けている支給決定の有効期限が平成24年3月31日までとなっている場合</p>	<p>市町村</p> <p>注④のうち、入所施設の場合は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市</p>
事業者 指定関 係	<p>○障害児通所支援事業者又は障害福祉サービス※2の指定</p> <p><該当事業者></p> <p>①18歳以上の障害児施設入所者がいる場合 →障害福祉サービスの指定</p> <p>②障害児施設(通所)で、就学児童を受け入れる場合 →放課後等デイサービスの指定</p> <p>③重症心身障害児(者)通園事業を実施している事業者 →児童発達支援※3(又は障害福祉サービス)の指定</p> <p>④施行日以降に、新規で障害児通所支援(保育所等訪問支援を含む)、障害児入所支援を開始する者</p>	<p>都道府県 指定都市 児童相談 所設置市</p> <p>※2 24年4月以降の障害福祉サービスの指定は、都道府県、指定都市、中核市</p>

※1 市町村は、本人の申出により通常の手続を省略して支給決定を行う旨の規定あり(附則第35条)

※3 就学児童が利用する場合には、放課後等デイサービスの指定を受けることが必要。

事項別担当者一覧

課室	No	事項	担当係	内線	
障害福祉課／地域移行・障害児支援室	1	新体系サービスへの移行について	福祉サービス係	3091	
		うち、(1)のイの(イ)の③(サービス管理責任者の要件に関する事)	相談支援係	3149	
		うち、(3)のオ(その他の留意事項)	地域移行支援係	3045	
	2	サービス等利用計画の導入と障害福祉サービス利用の組み合わせについて	福祉サービス係	3091	
	3	宿泊型自立訓練等の見直しについて	地域移行支援係	3045	
	4	介護職員等によるたんの吸引等の実施について	福祉サービス係 訪問サービス係	3091 3092	
	5	障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正について			
		(相談支援体制の充実等について)		相談支援係	3149
		(障害児支援の強化について)		障害児支援係	3037